

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	清掃作業監督者講習及び再講習 清掃作業従事者研修 空気環境測定実施者講習及び再講習 ダクト清掃作業監督者講習及び再講習 ダクト清掃作業従事者研修 貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習 貯水槽清掃作業従事者研修 排水管清掃作業監督者講習及び再講習 排水管清掃作業従事者研修 防除作業監督者講習及び再講習 防除作業従事者研修 統括管理者講習及び再講習 空調給排水管理監督者講習及び再講習	
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活衛生課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること
	Ⅱ	建築物衛生の改善及び向上等を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・<u>推薦</u>） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）において、建築物清掃業、建築物空気環境測定業等の建築物の衛生的環境の維持管理に係る事業については、一定の要件を満たす事業者は都道府県知事の登録を受け、登録業者である旨の表示をすることができることとされている。 登録の要件の一つとして、当該事業の監督者や従事者が建築物衛生法施行規則に規定する以下の各種講習及び研修を修了していることが挙げられており、これらの講習及び研修については、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行うこととされているところである。 〈各種講習及び研修と登録区分〉		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">講習及び研修</td> <td style="width: 50%;">登録区分</td> </tr> </table>	講習及び研修	登録区分
講習及び研修	登録区分	

清掃作業監督者講習及び再講習 清掃作業従事者研修	建築物清掃業
空気環境測定実施者講習及び再講習	建築物空気環境測定業
ダクト清掃作業監督者講習及び再講習 ダクト清掃作業従事者研修	建築物空気調和用ダクト清掃業
貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習 貯水槽清掃作業従事者研修	建築物飲料水貯水槽清掃業
排水管清掃作業監督者講習及び再講習 排水管清掃作業従事者研修	建築物排水管清掃業
防除作業監督者講習及び再講習 防除作業従事者研修	建築物ねずみ昆虫等防除業
統括管理者講習及び再講習 空調給排水管理監督者講習及び再講習	建築物環境衛生総合管理業

関連公益法人名

- (財) ビル管理教育センター
- (社) 全国ビルメンテナンス協会
- (社) 全国建築物飲料水管理協会
- (社) 日本ペストコントロール協会

2. 評 価

必要性、効率性、有効性等の分析

多数の者が利用する建築物の衛生的環境の確保については、建築物衛生法により建築物の所有者等に対して建築物環境衛生管理基準の遵守等が義務付けられているところであるが、建築物の衛生的環境を確保するためには、実際に建築物清掃業、建築物空気環境測定業等の維持管理業務を行う事業者の資質の向上が重要であり、そのためにはこれらの事業の監督者や従事者に対して適切な教育が行われることが必要である。

また、例年実施している建築物環境衛生管理基準の不適合率の調査によれば、平成16年度においても、顕著な減少こそ見られないものの目立った増加はなく低水準で推移しており、本事業について建築物の衛生的環境の確保に一定の成果を挙げていると言える。

なお、本事業を登録講習機関が実施することについては、本来国が実施する講習及び研修を、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の登録を受けた者が法令による基準に基づき公正に行うことにより、行政事務の簡素合理化に資しているものである。

(参考1) 建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
浮遊粉じんの量	2. 1 %	2. 2 %	1. 6 %	1. 8 %	1. 9 %

一酸化炭素含有率	0. 5 %	0. 5 %	0. 5 %	0. 3 %	0. 5 %
二酸化炭素含有率	7. 5 %	8. 2 %	9. 0 %	8. 5 %	10. 6 %
温度	8. 2 %	9. 7 %	9. 2 %	10. 4 %	10. 0 %
相対湿度	28. 0 %	30. 8 %	32. 9 %	34. 6 %	36. 5 %
気流	1. 0 %	1. 2 %	1. 1 %	0. 9 %	1. 2 %
水質基準	0. 2 %	0. 3 %	0. 2 %	0. 2 %	0. 4 %
残留塩素含有率	1. 5 %	1. 3 %	1. 7 %	1. 8 %	1. 6 %

(参考 2) 各登録講習機関等の数の推移

年度	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
清掃作業監督者講習及び再講習	1	1	1	1	1
清掃作業従事者研修	1	1	1	18	20
空気環境測定実施者講習及び再講習	1	1	1	1	1
ダクト清掃作業監督者講習及び再講習	-	1	1	1	1
ダクト清掃作業従事者研修	-	2	2	2	2
貯水槽清掃作業監督者講習及び再講習	1	1	1	1	1
貯水槽清掃作業従事者研修	3	3	3	27	36
排水管清掃作業監督者講習及び再講習	-	1	1	1	1
排水管清掃作業従事者研修	-	2	2	2	2
防除作業監督者講習及び再講習	1	1	1	1	1
防除作業従事者研修	2	2	2	21	34
統括管理者講習及び再講習	-	1	1	1	1
空調給排水管理監督者講習及び再講習	-	1	1	1	1

※ 平成 15 年度までは指定講習機関等の数。なお、ダクト清掃作業監督者講習等の一部の講習は平成 14 年度から設けられたものであるため、平成 13 年度の時点では存在しない。

評価結果（事務・事業の必要性）

本事業は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施するとともに、当該事業を効率的に運営する観点から、登録講習機関が本事業を行うこととする。

なお、講習機関については、平成 16 年 3 月 31 日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす講習機関等であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

3. 特記事項

--